用いる給気口及び排気口を有する場合においては、天井又は壁のうち国土交通大臣が定める部分にある開放できる部分の面積の床面積に占める割合が、国土交通大臣が定める方法により算出した割合以上のものとする。（第百十六条の二、第百二十八条の三の二関係）

4　排煙設備の設置及び構造に係る規制の見直し

⑴　階数が三以上で延べ面積が五百平方メートルを超える建築物の高さ三十一メートル以下の部分にある居室において、床面積百平方メートル以内ごとに設けることで排煙設備を設けることが不要となる防煙壁の対象及び性能を拡大し、当該建築物の天井面から五十センチメートル以上下方に突出したはりを対象に加えるとともに、床面から下端までの垂直距離が国土交通大臣が定める距離以上である準耐火構造であるものを性能に加える。（第百二十六条の二関係）

⑵　排煙口のうち排煙機を設けない自然排煙口は、不燃材料で造ることを要しないこととする。（第百二十六条の三関係）

⑶　排煙口は、床面から天井までの垂直距離に応じて国土交通大臣が定める部分にある天井又は壁に設けることとする。（第百二十六条の三関係）

⑷　第百二十六条の三第一項の規定の適用を除外できる特殊な構造の排煙設備を設ける場合として、個別に国土交通大臣の認定を受けたものを設ける場合を加える。（第百二十六条の三関係）

5　大規模な木造建築物等に係る敷地内の通路等の技術的基準の見直し

延べ面積千平方メートルを超える大規模木造建築物がある場合及び同一敷地内に二以上の一定の建築物がある場合において、通路を設けなくともよい建築物の周囲の部分及び周囲に設けられる通路の技術的基準は、当該建築物の規模、構造等に応じ、国土交通大臣が定めることとする。（第百二十八条の二関係）

6　建築基準法の規制対象とするエレベーター及び小荷物専用昇降機の範囲の見直し

建築基準法におけるエレベーター及び小荷物専用昇降機に係る規定の適用対象から、事業場に設置される労働安全衛生法施行令第一条第九号に規定する簡易リフトを除く。（第百二十九条の三関係）

7　既存の建築物に対する制限の緩和

既存の建築物に対する現行規定への適合義務について、次のとおりとすることとする。（第百三十七条の十二関係）

⑴　屋根に係る大規模の修繕又は大規模の模様替以外の全ての大規模の修繕又は大規模の模様替を行う場合にあっては、建築基準法第二十二条第一項及び第六十二条について、現行基準への適合を要しない。

⑵　外壁に係る大規模の修繕又は大規模の模様替以外の全ての大規模の修繕又は大規模の模様替を行う場合にあっては、建築基準法第二十三条について、現行基準への適合を要しない。

⑶　大規模の木造建築物等の外壁に係る大規模の修繕又は大規模の模様替以外の全ての大規模の修繕又は大規模の模様替を行う場合にあっては、建築基準法第二十五条の外壁に係る部分について、現行基準への適合を要しない。

⑷　大規模の木造建築物等の屋根及び外壁に係る大規模の修繕又は大規模の模様替以外の全ての大規模の修繕又は大規模の模様替を行う場合にあっては、建築基準法第二十五条の軒裏に係る部分について、現行基準への適合を要しない。

⑸　大規模の木造建築物等の屋根に係る大規模の修繕又は大規模の模様替以外の全ての大規模の修繕又は大規模の模様替を行う場合にあっては、建築基準法第二十五条の屋根に係る部分について、現行基準への適合を要しない。

8　その他

その他所要の改正を行う。

9　施行期日等

⑴　この政令は、令和七年十一月一日から施行する。（附則第一項関係）

⑵　この政令の施行に関し必要な経過措置を定める。（附則第二項関係）

―――――――――――――

◇家畜伝染病予防法施行令の一部を改正する政令

（政令第三百十一号）（農林水産省）

1　家畜伝染病予防法施行令の一部改正

⑴　高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの対象家畜にエミューを加え、その他所要の改正を行うものとする。（第一条、第二条及び第四条関係）

⑵　エミューの評価額の最高限度額について、五万二千円と定める。（第九条関係）

2　施行期日

この政令は、令和七年十月一日から施行する。（附則関係）

―――――――――――――

◇麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬向精神薬原料等を指定する政令の一部を改正する政令

（政令第三百十二号）（厚生労働省）

1　新たに指定する物質

⑴　次に掲げる物を麻薬に指定する。（本則関係）

イ　一―（エチルアミノ）エチル―二―（四―イソプロポキシベンジル）―五―ニトロベンズイミダゾール及びその塩類

ロ　二―（四―エトキシベンジル）―五―ニトロ―一―［二―（ピペリジン―一―イル）エチル］ベンズイミダゾール及びその塩類

ハ　五―ニトロ―二―（四―プロポキシベンジル）―一―［二―（ピロリジン―一―イル）エチル］ベンズイミダゾール及びその塩類

ニ　六ａ・七・八・九・十・十ａ―ヘキサヒドロ―六・六・九―トリメチル―三―ペンチル―六Ｈ―ジベンゾ［ｂ・ｄ］ピラン―一―オール及びその塩類

ホ　二―（四―メトキシベンジル）―五―ニトロ―一―［二―（ピロリジン―一―イル）エチル］ベンズイミダゾール及びその塩類

⑵　次に掲げる物を向精神薬に指定する。（本則関係）

Ｎ―（プロパン―二―イル）カルバミン酸二―［（カルバモイルオキシ）メチル］―二―メチルペンチル（別名カリソプロドール）及びその塩類

2　施行期日

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。（附則関係）

―――――――――――――

政　令

地方公共団体情報システム機構法附則第九条の二第五項の規定による納付金の納付に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年九月三日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百九号

地方公共団体情報システム機構法附則第九条の二第五項の規定による納付金の納付に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、地方公共団体情報システム機構法（平成二十五年法律第二十九号）附則第九条の二第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方公共団体情報システム機構法附則第九条の二第五項の規定による納付金の納付に関する政令（令和三年政令第二百二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「令和七年四月一日」を「令和十二年四月一日」に、「令和八年六月三十日」を「令和十三年六月三十日」に改める。

第二条中「令和八年七月十日」を「令和十三年七月十日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

総務大臣　村上誠一郎

内閣総理大臣　石破　茂

―――――――――――――

建築基準法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年九月三日

内閣総理大臣　石破　茂